**○経済産業省
環境省令第一号**

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行に伴い、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省
国土交通省
環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（型式指定特定原動機とみなす特定装置） **第四条**　法第六条第七項の主務省令で定める特定装置は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置（第二条第一項の基準に適合するものと同等の性能を有するものとして主務大臣が告示で定めるものに限る。）とする。	（型式指定特定原動機とみなす特定装置） **第四条**　法第六条第七項の主務省令で定める特定装置は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第十二号の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置（第二条第一項の基準に適合するものと同等の性能を有するものとして主務大臣が告示で定めるものに限る。）とする。

附　則

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

**○経済産業省
環境省令第二号**

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表（第二条関係）

改正後		
特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の五
	（略）	（略）
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の三五

別表（第二条関係）

改正前		
特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	（略）	（略）
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の二〇